

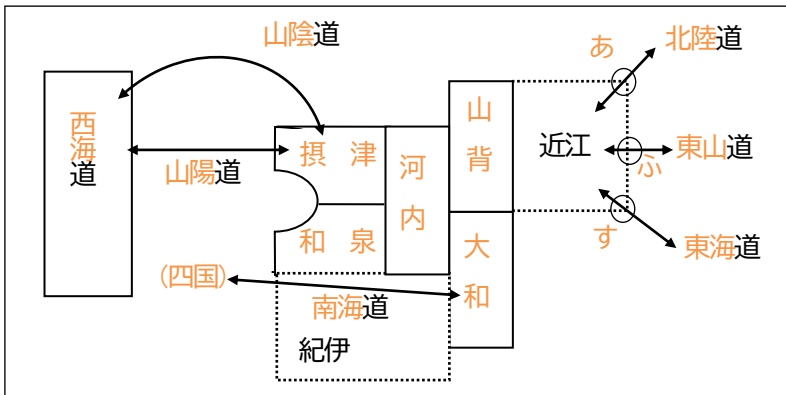
律令の制定 ☆律(1刑罰法)・令(2行政法・民法など) …唐を模範に

3近江令[天智]・4飛鳥浄御原令[天武→持統] …ほとんど現存せず、内容も不十分?  
 5大宝律令 …6刑部親王 …7藤原不比等 …ら編纂  
 8701年[9文武]制定・翌年施行 一部復元  
 10養老 律令…11藤原不比等ら 内容は大宝律令とほぼ同じ 律の一部・令の大部分が現存  
 718年[元正]制定→12757年[孝謙]に13藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14五刑…15答(竹鞭で10~50回)・16杖(杖で60~100回)・17徒(懲役)・18流(流刑)・19死(死刑)  
 20八虐 …国家・天皇・尊属に対する罪 有位者にも減刑なし  
 謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織(地方) 21五畿七道(畿内七道)



○ ☆22三関 { 鈴鹿(東海道)  
 不破(東山道)  
 愛発(北陸道)  
 …反朝廷勢力の東国への逃走を防止する  
 (23軍事的役割)  
 ※注意・近江は東山道  
 ・紀伊は南海道  
 ・四国は南海道

☆24駅制…30里(約16km)ごとに25駅家を設置し26駅馬を常備 27駅鈴が必要(28役人のみが利用)

<一般地域> 国→郡→里

29国…全国に60余 役所を30国衙(国庁)、その所在地を31国府という 32軍団が所属

↓ 地方官は33国司で34中央貴族から任命 356年(のち4年)任期

36郡…大宝より前は「37評」役所を38郡衙(郡家)という

↓ 地方官は39郡司で、40地方豪族(旧国造など)から 41世襲・終身

42里…一時「郷」と改称 4350戸で編成 地方官は44里長

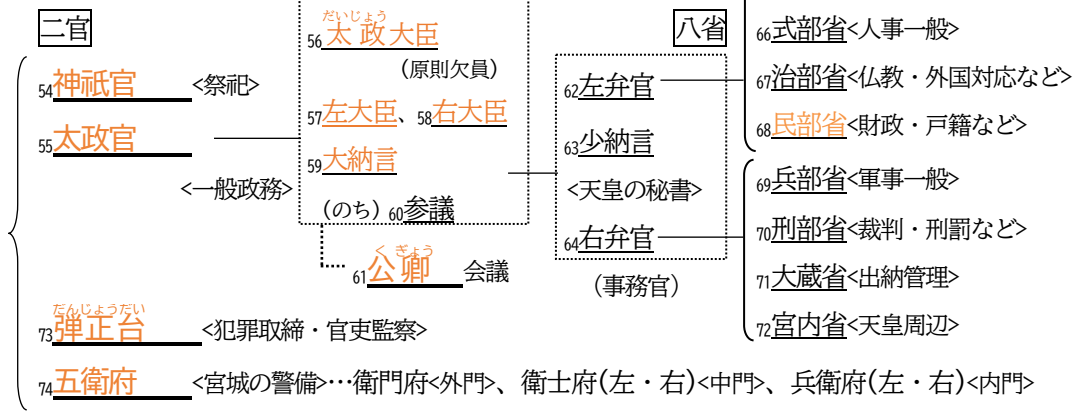
↓ 45郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46房戸(10人程度)

<宮都> 47左京職・右京職…京の民政 48東市司・西市司が所属

<摂津国> 49摂津職…難波津の管理・外交 摂津国の民政

<九州> 50大宰府…「51遠の朝廷」九州諸国の統轄 外交・防衛(防人司が所属)

行政組織 (中央) 52 二官八省 (53 二官八省一台五衛府)



官人制度 ☆官人の養成・75 大学 (中央、有位者の子弟)・76 国学 (地方、郡司の子弟)

77 四等官制…長官(78 かみ)・次官(79 すけ)・80 判官(81 じょう)・82 主典(83 さかん)と下級役人

※文字は官によって異なる

<例> 国司…84 守・85 介・86 掾・87 目  
 郡司…88 大領・小領・主政・主帳 各省…長官は89 卿、次官は輔  
 大宰府…長官は90 帥(91 そち) 次官は92 大式・少式

93 官位相当 制…94 位階に応じて官職が与えられ、95 俸禄=給与が決まる。

位階：正一位から少初位下まで30階級 ※親王は別 ※五位以上が96 貴族

<例> 左大臣は正二位か従二位、大宰帥は従三位

俸禄：一般には禄として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、97 封戸(98 位封・99 職封)や100 位田・101 職田

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- ・ 刑罰…実刑は科されず(八虐を除く)
- ・ 経済面…課役の減免 五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- ・ 102 蔭位 の制…五位以上の子や三位以上の孫には一定の位階が自動的に与えられる

→103 改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲 →貴族

正誤問題練習 <センター2014年B本試験より>

X 中央と地方を結ぶ幹線道路である七道は、行政区画の名称でもあった。○

Y 東海道や東山道などの幹線道路には、一定の間隔ごとに駅家が置かれた。○

日本史授業プリント古代4 (012) 律令体制 (1)

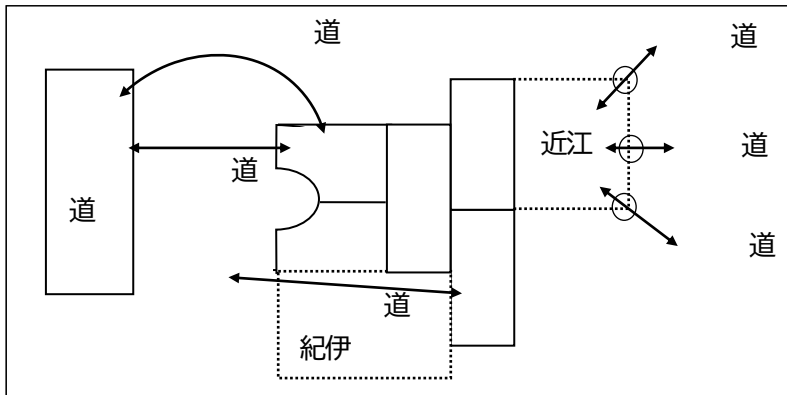
律令の制定 ☆律(1刑罰法)・令(2行政法・民法など) …唐を模範に

3 近江令[天智]・4 飛鳥浄御原令[天武→持統] …ほとんど現存せず、内容も不十分?  
 5 \_\_\_\_\_…6 \_\_\_\_\_・7 \_\_\_\_\_ら編纂  
 8 \_\_\_\_\_年[9文武]制定・翌年施行 一部復元  
 10 \_\_\_\_\_ 律令…11 藤原不比等ら 内容は大宝律令とほぼ同じ 律の一部・令の大部分が現存  
 718年[元正]制定→12 757年[孝謙]に13 藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14 五刑…15 \_\_\_\_\_(竹鞭で10~50回)・16 \_\_\_\_\_(杖で60~100回)・17 徒(懲役)・18 流(流刑)・19 死(死刑)  
 20 \_\_\_\_\_…国家・天皇・尊属に対する罪 有位者にも減刑なし  
 謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織(地方) 21 五畿七道(畿内七道)



○<sub>22</sub>三関 { 鈴鹿(東海道)  
 不破(東山道)  
 愛発(北陸道)  
 …反朝廷勢力の東国への逃走を防止する  
 (23軍事的役割)  
 ※注意・近江は東山道  
 ・紀伊は南海道  
 ・四国は南海道

☆24 駅制…30里(約16km)ごとに25 \_\_\_\_\_を設置し26 駅馬を常備 27 駅鈴が必要(28 役人のみが利用)

<一般地域> 国→郡→里

29 国…全国に60余 役所を30 国衙(国庁)、その所在地を31 国府という 32 \_\_\_\_\_が所属

↓ 地方官は33 \_\_\_\_\_で34 中央貴族から任命 35 6年(のち4年)任期

36 郡…大宝より前は「37 評」 役所を38 郡衙(郡家)という

↓ 地方官は39 \_\_\_\_\_で、40 地方豪族(旧国造など)から 41 世襲・終身

42 里…一時「郷」と改称 43 50戸で編成 地方官は44 \_\_\_\_\_

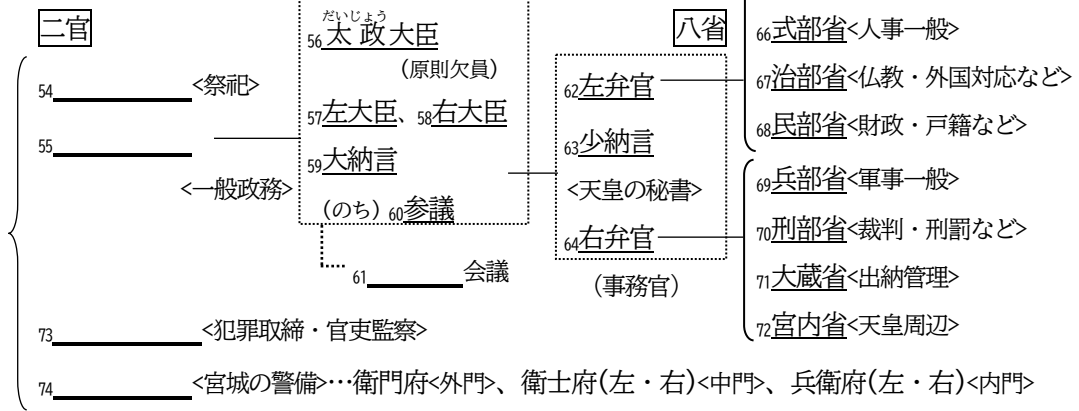
↓  
 …45 郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46 房戸(10人程度)

<宮都> 47 左京職・右京職…京の民政 48 東市司・西市司が所属

<摂津国> 49 摂津職…難波津の管理・外交 摂津国の民政

<九州> 50 \_\_\_\_\_…「51 遠の朝廷」九州諸国の統轄 外交・防衛(防人司が所属)

行政組織（中央） 52 二官八省（53 二官八省一台五衛府）



官人制度 ☆官人の養成・75 大学（中央、有位者の子弟）・76 国学（地方、郡司の子弟）

77 四等官制…長官(78 \_\_\_\_\_)・次官(79 \_\_\_\_\_)・80 判官(81 \_\_\_\_\_)・82 主典(83 \_\_\_\_\_)と下級役人

※文字は官によって異なる

<例> 国司…84 \_\_\_\_\_・85 \_\_\_\_\_・86 掾・87 目  
郡司…88 大領・小領・主政・主帳 各省…長官は89 \_\_\_\_\_、次官は輔  
大宰府…長官は90 \_\_\_\_\_(91 \_\_\_\_\_) 次官は92 大式・少式

93 \_\_\_\_\_ 制…94 位階に応じて官職が与えられ、95 俸禄=給与が決まる。

位階：正一位から少初位下まで30階級 ※親王は別 ※五位以上が96 貴族

<例> 左大臣は正二位か従二位、大宰帥は従三位

俸禄：一般には禄として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、97 \_\_\_\_\_(98 位封・99 職封)や100 位田・101 職田

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- ・ 刑罰…実刑は科されず（八虐を除く）
- ・ 経済面…課役の減免 五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- ・ 102 \_\_\_\_\_ の制…五位以上の子や三位以上の孫には一定の位階が自動的に与えられる  
→103 改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲 →貴族

正誤問題練習 <センター2014年B本試験より>

- X 中央と地方を結ぶ幹線道路である七道は、行政区画の名称でもあった。
- Y 東海道や東山道などの幹線道路には、一定の間隔ごとに駅家が置かれた。